

## 子育て世帯臨時特例給付金の申請受付

平成27年度も、子育て世帯臨時特例給付金の支給を行います。今年度は、対象児童1人につき3000円を支給します。

▼支給対象者：基準日（5月31日）時点で、平成27年6月分の児童手当を受給している方。ただし、児童手当の所得制限を超えている方（特例給付）は支給対象外になります。

▼申請方法：子育て世帯臨時特例給付金と児童手当現況届の申請受付を併せて行う予定です。該当と思われる方には、6月中旬に児童手当現況届兼子育て世帯臨時特例給付金申請書を郵送しますので、児童

手当現況届提出期間中に提出をお願いします。

▼申請受付期間

当市に児童手当現況届の提出が必要な方：6月15日（月）～30日（火）／それ以外の方：6月15日（月）～9月15日（火）

▼申請先：伊奈庁舎1階「2つの給付金係」特設窓口

## 医療福祉費受給者証更新のお知らせ

～ひとり親家庭・重度障がい者・65歳以上の重度障がい者の方へ～

7月からの医療福祉費受給者証は、6月下旬に郵送します。

現在使用している医療福祉費受給者証は、7月1日（水）以降は使

## 児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に手当を受ける資格を確認するため現況届の提出が必要です。6月中旬に通知を郵送しますので、内容を確認の上、6月末日までに提出をお願いします（公務員の方は職場に提出）。

なお、現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を支給することができず、未提出のまま2年経過すると受給資格がな

▼支給日：児童手当の10月期の支給日（10月9日（金））

※公務員の方は、児童手当現況届の提出先は所属庁ですが、子育て世帯臨時特例給付金の申請先は市区町村になります。※一度限りの給付です。

問2つの給付金係（伊奈庁舎内）  
58・2111 / 「厚生労働省特設コールセンター」2つの給付金専用ダイヤル  
☎0570・037・192

用できなくなりますので、ご注意ください。

※未申告の方など、平成26年における所得の確認がとれない場合、医療福祉費受給者証を発行できません。所得の確認がとれない方には、その旨の通知をお送りします。医療福祉担当者が所得を確認次第、医療福祉費受給者証を発行します。

※65歳以上75歳未満の重度心身障がい者で、医療福祉制度（マル福）該当の方は、後期高齢者医療保険に移行しないと受給できなくなりますのでご注意ください。

## マイナンバー制度を知ろう！

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用がはじまります。法人には13桁の番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

の資料の添付を省略できるようになります。

③給付金などの不正受給の防止  
「公平・公正な社会の実現」

行政機関が国民の所得などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

②面倒な手続きが簡単に「国民の利便性の向上」

申請時に必要な課税証明など

問 内閣府大臣官房番号制度担当室  
マイナンバーコールセンター  
☎0570・20・0178

## 公共施設利用料

中学生以下と75歳以上の方が無料に

市では、7月1日から「元気な高齢者づくり」と「子どもの体力向上」を目的に、市内在住の75歳以上の後期高齢者の方については、介護予防および健康増進による医療費の削減や社会参加促進を目的として、公共施設使用料の全額を免除します。

また、市内在住の中学生以下（15歳以下）の子どもについては、健康増進と体力・運動能力向上を目的として、さらに子育て世帯の経済的負担を軽減するため、公共施設使用料の全額を免除します。詳細については、利用する施設にお問い合わせください。